

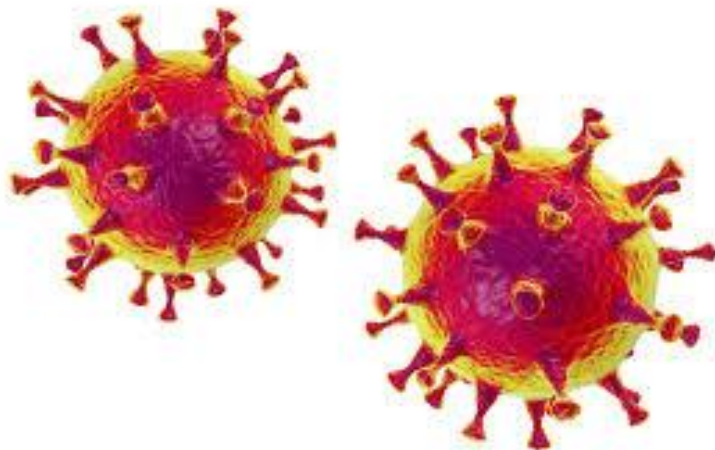
ペータース法律事務所臨時セミナー

新型コロナウイルスと労働法
- 雇用主と従業員が今知っておくべきこと -

2020年3月12日(木)

17時より19時

デュッセルドルフ・オーバーカッセル





世界各地で確認されている新型コロナウイルスの蔓延は、我々にとって日常的な行動そのものに不安をもたらすだけではなく、労働法上の扱いについても不安が広まりつつあります。日系企業を含むドイツ企業としての新型コロナウイルスへの対策にあたり、現在雇用主にはどのような義務が発生し、また従業員にはどのような権利があるのかに焦点を当てた臨時セミナーを来る2020年3月12日に開催致します。労働・予防医学専門医師をお迎えし、労働法上最も重要と思われる問題点をドイツ労働法弁護士が日本語にて解説し、質疑応答をもって対応致します。

参加は無料です。申し込みは添付の用紙をもって、EメールまたはFAXにてお願い致します。

弁護士 リヒャルト 正光 シャイフェレ

弁護士・労働法専門弁護士 ゲルハルト・シュテルツァー



2020年3月12日(木)

臨時セミナー「新型コロナと労働法」

- 場所: PETERS Rechtsanwälte (ペータース法律事務所)
Burggrafenstraße 5, 40545 Düsseldorf (受付ドイツ式6階)
- 開始: 17時 (19時頃終了を予定しています。)
- 定員: 30名
参加者が定員に達した場合は、Eメールにて事前にご連絡致します。
- 講師: 労働医学専門医師 Dr.セバスティアン・リースケ
メアブッシュ労働・予防医学研究所所長
- 弁護士 リヒャルト 正光 シャイフェレ
ペータース法律事務所ジャパン・アジアデスク部長、パートナー
- 弁護士 ゲルハルト・シュテルツァー
労働法専門弁護士
ペータース法律事務所、パートナー

申し込み: **FAX 0211 - 66 96 95 94**

E-Mail jansen@peters-legal.com

2020年3月12日(木)のペータース法律事務所セミナーに

_____名で参加します。

不参加ですが、今後もペータース法律事務所セミナーについて案内を希望します。

会社名: _____

お名前: _____

Eメール: _____

.....
日付

.....
署名